

**令和2年度 引き上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が
充てられる社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度与那国町一般会計決算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化分）は下記のとおりとなります。

記

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 19,889 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 324,015 千円

(単位：千円)

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉費	民生福祉費	社会福祉費	社会福祉総務費	186,425	21,735	0	1,395	11,437	151,858
			老人福祉費	4,918	0	0	532	298	4,088
	児童福祉費	児童福祉費	児童福祉総務費	4,614	7	0	0	278	4,329
			児童措置費	33,893	19,524	0	0	2,088	12,281
			保育園費	94,165	9,574	0	6,083	5,788	72,720
	生活保護費	生活保護費	生活保護総務費	0	0	0	0	0	0
合計				324,015	50,840	0	8,010	19,889	245,276